

流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例
(素案)の解説

1. 策定の背景

平成21年度に策定した流山市自治基本条例では、基本理念の一つとして「市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなりません。」と掲げ、目指すまちの姿として、「男女共同参画社会が形成されたまち」とともに、「市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち」、「子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち」、「高齢者や障害者が暮らしやすいまち」、「多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち」など、お互いを理解し、暮らしやすいまちを目指しています。

これらを推進するために、地域福祉計画や障害者計画、子どもをみんなで育む計画等を策定し、例えば、障害のある子どもも一緒に遊べるインクルーシブ遊具の設置、多様性に配慮した災害備蓄品の推進、市内学校制服の選択制導入に向けた検討、外国人の相談窓口設置等の取組を進めているところです。

男女共同参画社会づくりでは、平成4年に女性担当室を設置し、平成10年に流山市男女共同参画社会づくりビジョン「パートナーシップながれやま」を策定し、平成12年に策定した流山市総合計画では男女共同参画社会づくりを施策の一つとして位置づけ、さらに、平成14年3月には、「流山市男女共同参画プラン」を策定し、普及啓発講座や女性の生き方相談、庁内の研究会の開催等を通して、男女共同参画の取組を進めています。

いずれの取組も、必要としている人には理解されていても、多くの人には、認識されず理解されていないのではないかと考えられます。男女共同参画についても、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により、性別役割分担意識に基づく無理解がまだまだ存在しています。

不当な差別的取扱いや偏見は、それを行う側の無理解や無意識によるものがあります。差別を受ける側の問題ではありません。多くの人々が、「普通」「当たり前」と思っていることは、一方で、「生きづらさ」と感じる人もいることに気づくことが必要です。

令和2年12月に策定された国の「第5次男女共同参画基本計画」の基本的な方針では、「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人々が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるもの」としており、男女共同参画社会の推進のみならず、多様性を尊重する社会を推進することは、流山市が将来にわたり自分らしく暮らせるまちであるために必要です。

2. 条例の解説

流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。

市及び市民等が互いに協力し、多様性を尊重する社会を推進していくことで、互いを理解し、違いや個性を認め合い、個々の人権を尊重し、自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

(解説)

流山市の人口は、現在、20万8千人を超え、外国人人口も5年前と比較して約1,200人増加し3,300人を超え、総人口の1.6%を占めるに至り、障害者についても、障害者手帳を所持している人は年々増加し、近年では、障害者手帳を所持していなくても、配慮を必要としている市民も多いといわれています。

そこで、20万人を超える市民が、それぞれの個性や特性の違いによる不当な差別を受けることなく、誰もが多様な生き方を選択でき、地域社会の一員として暮らすことが出来る社会の形成が必要だと考えています。

そのため、全ての市民が多様性を理解し、尊重する社会のために、市と市民・事業者の責務や役割を明確にし、三者が一体となって多様性を尊重する社会を推進するための基本的な考え方を条例で定めるものです。

(目的)

第1条 この条例は、流山市において多様性を尊重する社会を推進するに当たり、その基本理念及びその推進を図るために基本となる事項を定め、並びに市及び市民等の責務等を明らかにすることにより、様々な違いを個性として尊重し受け入れ、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちを実現することを目的とする。

(解説)

前文の解説にある背景から、市が目指すべき社会として、本条例の目的を規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うことをいう。
- (2) 多様性 性別等、年齢、国籍、障害の有無等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。
- (3) 性別等 男性・女性・性的マイノリティをいう。
- (4) 市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。

(解説)

本条例で使われる用語のうち、定義が必要な用語について説明しています。

(1) 男女共同参画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第2条（定義）と同意義で使用しています。

(2) 多様性とは、一人ひとりの個性や特性は異なっていますが、それは、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いによるものとしています。

その他、育ってきた環境による文化の違いがあげられます。

(3) 性のあり方には、「好きになる性（性的指向）」、「自認する性（性自認）」、「身体の性（身体的性別）」、「表現する性（性表現）」があり、この組み合わせが一人ひとり異なることから、男性・女性・性的マイノリティとしています。

性的マイノリティとは、同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいい、「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。

最近では、以下のアルファベットの頭文字をとって、「LGBT」とも呼ばれています。

Lesbian	レズビアン（女性同性愛者）
Gay	ゲイ（男性同性愛者）
Bisexual	バイセクシュアル（両性愛者：両性に惹かれる人）
Transgender	トランスジェンダー（体と心の性に違和感がある人。体の性別と異なる性別で生きるまたは生きたい人。）

(4) 市民等は、流山市自治基本条例第3条（定義）第2号によります。

(基本理念)

第3条 多様性を尊重する社会を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 誰もが、一人ひとりの違いを認め合うこと。
- (2) 誰もが、一人ひとりの違いによる、不当な差別を受けないこと。
- (3) 誰もが、それぞれの能力を発揮し、自分らしく暮らせること。

(解説)

多様性を尊重する社会としての基本理念を示しています。

(1) 多様性に関する取組は、必要としている人には理解されていても、多くの人には、認識されず理解されていないのではないかと考えられています。男女共同参画についても無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により、性別役割分担意識に基づく無理解が存在しています。

まずは、一人ひとりの違いを認め合うことが必要と考えています。

(2) 不当な差別的取扱いや偏見は、それを行う側の無理解や無意識によるものがあります。差別を受ける側の問題ではなく、多くの人が、「普通」「当たり前」と思っていることは、一方で、「生きづらさ」を感じる人もいることに気づくことが求められます。

(3) 流山市では、令和2年3月に策定した流山市総合計画において、まちづくりの基本政策の一つに「誰もが自分らしく暮らせるまち」を掲げ、すべての市民が国籍や性別などにかかわらず、互いの人権を尊重し合える社会をつくることを目的として、人権尊重・男女共同参画の社会づくり、多文化共生社会づくり等を進めています。

多様性を認め合い、差別を無くし、誰もが自分らしく暮らせることを目指します。

(差別的取扱いの禁止等)

第4条 何人も、多様性による不当な差別的取扱いにより、他人の人権を侵害してはならない。

2 何人も、情報の発信に当たって、多様性を背景とする不当な差別的取扱いを助長することのないよう十分に配慮しなければならない。

(解説)

多様性を尊重する社会を推進するため、差別的取扱いの禁止等を定めています。

全国的な事例では、「医科大学合格者を性別により差別する」、「企業が女性蔑視の発言や外国籍の採用を拒否する」、「訪日外国人の宿泊拒否」、「路線バスへの車いす利用者の乗車拒否」などの事案があります。

また、ポスター、広告、パンフレット、インターネット等に掲載する情報は、人々の意識に影響を及ぼす可能性があるため、多様性を背景とする不当な差別的取扱いを助長させる表現は用いないように配慮する必要があります。

この条例に罰則規定はありませんが、条例の中に明記することで市民の認識を深め、不当な差別的取扱いの抑止効果を期待しています。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、多様性を尊重する社会の推進のため、市民等と連携し、必要な政策や施策を実施しなければならない。

(解説)

市の責務を定めています。市は、市民等と連携し、多様性を尊重する社会の推進のために必要な政策や施策を実施するものです。

現在(令和4年10月)でも、障害のある子どもと一緒に遊べるインクルーシブ遊具の設置、多様性に配慮した災害備蓄品の推進、市内学校制服の選択制導入の検討、外国人の相談窓口設置等の施策を進めています。

(基本的施策)

第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 多様性の理解と男女共同参画の推進
- (2) 多様性の理解を深めるための教育
- (3) 多様性に配慮した防災、災害対策
- (4) 多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策
- (5) 多様性を理解するための広報及び啓発
- (6) 多様な生き方を選択できる環境づくり

(解説)

基本理念に基づき、市が実施する基本的施策を定めています。各施策については、計画的に推進します。

- (1) 男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き、男女共同参画の推進に取り組むことを明確にしています。
- (2) それぞれの違いを認め合い尊重する、多様性の理解を深める学校教育・社会教育・家庭教育の推進に取り組みます。
- (3) 国の「第5次男女共同参画基本計画」では、大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすが、とりわけ、女性や子供、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。災害時の避難所では、多様性への配慮が遅れがちです。平時から、一人ひとりの個性や特性の違いを理解した対応に取り組みます。
- (4) 第2条(定義)に定めている、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の属性の違いにより一人ひとりに違いがあることを理由とする暴力や不当な差別的取扱いや誹謗中傷を防ぐため、すべての人に対するあらゆる暴力や差別の根絶に取り組みます。
- (5) 多様性を尊重する社会を推進するため、一人ひとりの違いを認め理解を深めるための広報活動や啓発活動を行います。
- (6) 固定的な性別役割分担意識の解消や性差による偏見を含め、誰もが自分らしく暮らせる環境をつくります。

今後さらに、第5条の解説で述べたように各施策に取り組んでいきますが、次期の男女共同参画プラン(令和7年度～)では、多様性を尊重する社会の推進に向けた各施策を体系的に整理した計画として策定し、進行管理を行います。

(市民等の役割)

第7条 市民等は、多様性を尊重する社会の理解を深め、市が実施する施策に協力し、基本理念の実現に努めるものとする。

2 事業者は、事業活動において多様性を尊重する社会の推進のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(解説)

多様性を尊重する社会の推進のためには、市民等の理解が欠かせません。市民等が市の施策に協力し、基本理念の実現に努めることを明記しています。

第2項では、市民等の中でも、社会経済活動の中で欠かせない事業者の役割を定めています。働くすべての人が、多様で柔軟な働き方を選択できることが大切であり、働き方に応じた適正な処遇が必要です。

また、事業者が多様性についての理解を深め、事業活動における多様性への必要な措置を求めています。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(解説)

必要な事項は、市長が別に定めることを規定しています。